

## 滑川市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滑川市補助金等交付規則(昭和38年規則第10号。以下「規則」という。)第21条の規定に基づき、生ごみ処理機器購入補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、家庭から排出される生ごみを減量化し、又は資源再利用を促進し、及び市民意識の高揚を図るため、生ごみ処理機器(以下「処理機器」という。)の購入に必要な経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助の対象とする処理機器)

第3条 補助の対象とする処理機器は、次の各号のとおりとする。

- (1) コンポスト及びEMボカシ(以下「処理容器」という。)
- (2) 処理機(電動式又は手動式)

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象となる者は、滑川市内に住所を有し、処理機器設置場所が確保され、生ごみを減量化し、又は堆肥化されたものを有効に利用する者で、市長が適当と認めるものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、購入に要した費用の2分の1以内とし、その額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。ただし、補助金の上限は次のとおりとする。

- (1) 処理容器 3,000円
- (2) 処理機(電動式又は手動式) 20,000円

2 補助金の交付対象となる処理機器は、1世帯につき1基とする。ただし、処理容器に関してはこの限りでない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、滑川市生ごみ処理機器購入補助金交付申請書(別記様式)に領収書を添付して、市長に提出しなければならない。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成20年度分から適用する。
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に存する改正前の様式の書式による用紙は、当分の間、  
所要の調整をして使用することができる。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。